

結婚新生活支援事業

最大

30万円

申請受付は
6月から

※ご夫婦の合計所得により、1世帯あたりの上限金額が異なります
※詳しくは町ホームページをご確認ください



武豊町は結婚新生活を応援します

▶ 問合せ 役場企画政策課

申請受付期間 4年6月1日(水)～5年2月28日(火)

補助の対象になるか確認してみよう！

全てに☑が入れば、補助の対象となる
可能性があります

- 4年1月1日～5年2月28日までの間に婚姻届を提出したご夫婦である
- ご夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下である
- 申請時点において、ご夫婦ともに武豊町に住民票がある
- 武豊町に継続して住み続ける意思がある
- ご夫婦の所得が合わせて622万円未満である
- 他の公的制度による家賃補助をうけていない
- 世帯全員に町税等の滞納がない
- 町内いずれかの区へ加入している、または加入予定である

○ 結婚新生活支援事業とは

新婚世帯の経済的不安の軽減や少子化対策を進めることを目的に実施します。

新婚世帯に対して結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト(新居の購入費、家賃等、引越し費用)の支援をします。

ご夫婦ともに
39歳以下



新居の住居費
(購入費、家賃等)



新居への
引越費用



結婚新生活支援事業の概要	
どんな世帯が対象になる？	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4年1月1日～5年2月28日までの間に婚姻届を提出したご夫婦 ・ ご夫婦の所得が合わせて622万円未満の世帯 (奨学金を返還している世帯は、年間返済額を控除した額) ・ ご夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯 ・ 町内のいずれかの区に加入する世帯 <p>※その他、町が定める要件があります。詳しくは町ホームページをご確認ください</p>
どんな費用が補助される？	<p>婚姻を機に、婚姻日3カ月の日または4年1月1日のいずれか遅い日から、5年2月28日までの間に支払った費用の合計額が補助対象となります</p> <ul style="list-style-type: none"> ㊦新居の住居費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新居の新築もしくは購入費 ・ 新居の家賃(1か月分に限る)、敷金、礼金、共益費(1か月分に限る)、仲介手数料 ㊧新居への引越費用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 引越業者や運送業者に支払った費用
補助される金額は？	<p>㊦と㊧を合わせた額を所得に応じて補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ご夫婦の所得が合わせて400万円未満の世帯の場合→1世帯当たり最大30万円 ・ ご夫婦の所得が合わせて400万円以上622万円未満の世帯の場合→1世帯当たり最大15万円
申請方法は？	町ホームページよりダウンロードした申請書および必要書類を企画政策課へ提出